

第1回 子どもの家の運営に関する懇談会

日時：令和8年6月8日（月）

午後2時00分～

場所：教育委員室

次 第

- 1 開 会
- 2 あいさつ，委員紹介
- 3 会長，副会長の選出
- 4 議事
 - （1）これまでの指定管理の総括について
 - （2）子どもの家の運営に関する懇談会における検討事項について
- 5 その他
- 6 閉会

子どもの家の運営に関する懇談会 委員名簿

区 分	氏 名	所 属 ・ 役 職
学識経験者	藤井 佐知子	宇都宮大学 名誉教授
	坪井 真	作新学院大学 短期大学部 教授
	土崎 雄祐	宇都宮大学 地域デザイン科学部 客員研究員
議員	熊本 和夫	宇都宮市議会議員
	福田 智恵	宇都宮市議会議員
関係団体の代表	福田 治久	宇都宮市 P T A 連合会 会長
	飯沼 貞臣	宇都宮市 P T A 連合会 副会長
	磯 容子	戸祭宮っ子ステーション推進委員会 会長
	岡田 泰明	横川西宮っ子ステーション推進委員会 会長
学校関係者	高田 玄	宇都宮市立横川中央小学校 校長
	伊藤 敏子	宇都宮市立宝木小学校 校長

子どもの家の運営に関する懇談会について

1 事業の沿革及び今後の予定

- 昭和41年度 本市初めての留守家庭児童会設置（直営方式）
- 平成元年度 留守家庭児童会（全13施設）を公設民営方式に移行
- 平成27年度 子ども・子育て支援新制度開始
- 平成30年度～ 「子どもの家・留守家庭児童会事業に係るあり方に関する懇談会」に
令和元年度 おける検討の実施
- 令和3年度 施設の名称を「子どもの家」に統一
指定管理者制度導入（55施設）
- 令和4年度 指定管理者制度導入（12施設） ※全67施設導入完了
- **令和8年度～** **「子どもの家の運営に関する懇談会」における検討の実施**
令和9年度
- 令和11年度～ 3期目の指定期間開始

子どもの家の運営に関する懇談会について

2 設置の目的

子どもの家の運営について，次回の指定管理者選定を見据え，制度導入後のこれまでの総括や課題の整理を行い，子どもの家が今後も将来にわたり持続可能で安定した放課後児童の居場所となるよう検討するに当たり，学識経験者や子育てに携わる団体等から公正・中立な立場として幅広く意見を取り入れるため

3 所掌事務

- (1) 子どもの家の運営内容に関する課題の検討に関すること。
- (2) 子どもの家の3期目の指定管理者選定に向けた公募内容の検討に関すること。
- (3) 所掌事務に係る教育長への意見の提出に関すること。

4 設置期間

令和8年6月～令和10年3月

※令和8年度は4回程度，令和9年度は3回程度の懇談会の開催を予定

（指定管理の3期目の選定は令和9年12月頃から開始予定）⇒次ページ参照

子どもの家の運営に関する懇談会について

5 スケジュール（案）

	R 8												
	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	
懇談会 スケジュール			①指定管理 の総括及び課 題の抽出・意 見聴取項目の 検討		②個別事案の 検討（１）			③個別事案の 検討（２）			④個別事案の 検討（３）		
指定管理者選定 スケジュール													
	R9												
	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	
懇談会 スケジュール		⑤個別事案の 検討（４）			⑥まとめ		※予備						
指定管理者選定 スケジュール									経営管理室報 告(専門委員 案)	専門委員意見 聴取(管理運営 方針)	・部会 ・指定管理料 上限決定 ・選定委員会	・募集要項公 表 ・現地説明会	
	R10												
	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	R11
指定管理者選定 スケジュール	申請書受付	資格審査	提案審査	選定委員会	仮協定締結	・教育委員会 付議 ・議会付議(指 定議案・予算 案)	引継期間 ● (進捗管理)						3 期目 開始

意見交換のポイント

指定管理者制度導入から5年が経過し，次回の令和11年度からの運営期間に向けて，**子どもの家事業が引き続き，将来にわたり持続可能で安定した事業となり，子どもたちにとって安心・安全な放課後の居場所**となるために，

- ・ 指定管理制度導入後の子どもの家の運営に関する現状や課題についての認識や意見
- ・ 上記を踏まえたうえでの，本懇談会において検討が必要であると感じる事項についての意見

などを中心にご発言ください。

議事（１） これまでの指定管理の総括について

1. 指定管理者制度導入の背景について（1）

<制度導入前の状況>

- ・市から**ボランティアによる地域主体の運営委員会（小学校単位）に運営を委託**する方式により「子どもの家・留守家庭児童会事業（以下「子どもの家等事業」という。）」を実施（**地域の教育力を生かした子育て**）

- ・平成27年4月から子ども・子育て支援新制度の開始によって**預かりの対象年齢が「3年生まで」から「6年生まで」に拡大**したことや**女性の就業率の上昇**などにより、**利用児童数が急増**

（H26：3,798名⇒H30：5,369名）

- ・各運営委員会においては、**運営規模の急激な拡大**に伴う事務量の増加や、「マイナンバー」や「保護者負担金助成制度(*)」などの新たな制度開始に伴う事務が追加され、**負担や責任が増加**

(*)保護者負担金助成制度・・・生活保護世帯及び就学援助世帯を対象として、子どもの家の利用料金を助成する制度（現在は利用料金の減免制度に移行済）

1. 指定管理者制度導入の背景について（2）

【運営】

- ・ 運営委員会の責任や負担増加により対応が困難

【経費】

- ・ 各子どもの家ごとに保護者負担金に差
- ・ 公私の負担割合や支援員賃金の金額に不均衡

【サービス水準】

- ・ 利用者が求めるサービス水準（延長開設，土曜日開設，障がい児の受入れなど）の変化に対応可能な子どもの家と対応不可能な子どもの家の差が拡大
- ・ 保育環境が充実してきている保育園と子どもの家のサービス水準に差

【支援員の確保・資質】

- ・ 雇用主が任意団体で1年単位の雇用契約のため，雇用が安定していると言い難い
- ・ 障がい児への対応等の支援員に求められる資質が高度化・専門化
- ・ 支援員が急増し，支援員同士の役割分担や責任の所在が不明瞭化

1. 指定管理者制度導入の背景について（3）

＜子どもの家・留守家庭児童会事業に係るあり方に関する懇談会からの意見書の提出＞

(1) 基本的な方向性

- ・ **公的サービスの確実な提供**による子育てと仕事の両立支援
- ・ **運営体制の強化**による**将来にわたり持続可能で安定した事業**

(2) あり方の見直し

① 基本的なサービス水準について

⇒ 開設時間と開設日，入所基準，保護者負担金について，**統一を図る**

② 運営主体について

⇒ **法人格を有し責任を持てる体制**とする

⇒ **市の指導監督体制の強化や適正な運営が担保できる評価の仕組み**が必要

⇒ 新たな運営主体の導入については，リスク分担の観点から，**適正な規模に分割して発注し，複数の団体に委託する**

⇒ 運営主体の選定方法は金額による入札ではなく，**プロポーザル方式**などの選定方法とする

1. 指定管理者制度導入の背景について（4）

(3) 支援員について

- ・ **処遇改善**が図られるよう、**適正な経費を積算**し、支援員の給与に反映される仕組みとする
- ・ 運営主体となる事業者及び市の**双方が研修の機会を確保**する
- ・ 児童が安心して過ごすために育成支援の継続は重要であることから、**支援員が継続雇用**される仕組みとする

(4) 現行の運営委員会の関わり方について

- ・ 地域の教育力の有効活用やこれまでの育成支援の継続がされるよう、**法人との関わりを存続**させること
- ・ 法人運営への移行後も地域・保護者の声を反映できるよう、法人と運営委員会と市の**三者で意見交換をする機会**が必要
- ・ 子どもの家等事業と放課後子ども教室を円滑に運営できるよう、法人と運営委員会において、日常的な利用児童の引渡しや安全に関する情報共有など、**相互の連携・協力**が必要

2. 指定管理者制度導入のねらいについて

- ・子どもの家等事業が、**将来にわたり持続可能で安定した放課後児童の居場所**となるよう、事業の全体的な見直しについて検討を実施
- ・見直しに当たっては、学校、家庭、地域が連携した地域ぐるみの子育てなど、**当時の運営方式によって得られた成果と子どもの家運営委員会の実態**を踏まえながら検証を実施

指定管理者制度の導入



全ての施設において、開設日や開設時間、入所基準、利用料金などの
基本的なサービス内容の統一



各法人のノウハウを生かした提案内容を踏まえた運営

指定管理者制度導入後の運営体制については【[参考1](#)】参照

3. 指定管理者による運営の評価について（1）

市の受け止め（指定管理者制度に基づくモニタリングより）

制度の導入により，概ね以下の内容を達成

- ・ 基本的なサービス内容（開所日，開所時間，利用許可基準，利用料金）を全市で統一したことによる「**利用者間の公平性の確保**」
- ・ これまで運営に携わっていた運営委員や保護者の「**負担の軽減・解消**」
- ・ 各法人の持つ児童の育成支援や施設の管理運営に関するノウハウによる「**安定した事業運営**」，「**児童の健全育成環境の充実**」，「**支援員の働きやすい労働環境の確保**」

指定管理者による運営への評価について，保護者・地域・事業者・支援員からの各評価の詳細は【[参考2](#)】参照（すでに実現・検討済案件も含めて記載）

3. 指定管理者による運営の評価について（2）

保護者の意見（利用者アンケート及び市・指定管理者・地域の3者による意見交換会より）

- ・ 保護者の負担の減少した
- ・ 毎年実施の利用者へのアンケート調査において、運営に「満足」，「ほぼ満足」との回答が9割以上
- ・ 日割り料金やきょうだい割などの料金体系を設けてほしい
- ・ 支援員の質に差があり，改善してほしい支援員がいる

地域の意見（市・指定管理者・地域の3者による意見交換会より）

- ・ 保護者や支援員の負担が大幅に減った
- ・ 地域や学校とのより一層の連携をしてほしい
- ・ 地域に対し，定期的に情報提供を行ってほしい
- ・ 現在の延長料金100円の妥当性について検討した方がよいのではないかと。（金額が安価であるため，仕事が終わって迎えに来られるにも関わらず，私用を済ませてから迎えに来る保護者も見受けられる。）

3. 指定管理者による運営の評価について（3）

事業者の意見（指定管理者間の情報交換会・指定管理者への個別ヒアリング・参入希望事業者へのヒアリング調査より）

- ・ 19時までのお迎えに間に合わないのが常態化してしまっている保護者がおり、対応に苦慮している。別途追加料金の徴収や利用制限などはできないか。
- ・ 日割料金制のニーズは把握しているものの、事業の安定的な運営を考慮すると慎重に検討してほしい。
- ・ 応募条件や選定基準・業務仕様について、一部、ブロック割に関して新規参入者の応募のしやすさのために1ブロックあたりの施設数を少なくすることへの要望あり

指定管理者（支援員）の意見（市・指定管理者・地域の3者による意見交換会及び実地調査より）

- ・ 専属の事務担当者を配置することにより、支援員等の事務負担軽減につながり、保育に専念できる環境が確保された
- ・ 指定管理者によって支援員の休暇や賃金等に差が出るのは良くないので、処遇は市が一律で決定すべきである

3. 指定管理者による運営の評価について（４）

すべての指定管理者において、本市が求める基本的なサービス水準を満たした運営が行われており、**制度導入の目的である「確実な公的サービスの提供による仕事と子育ての両立支援」や「運営体制の強化による持続可能で安定した事業運営」は達成**されているものと受け止めているが、**本事業の更なる充実や現体制への見直しを求める声**も上がっている状況である。

⇒ 本懇談会において意見聴取を行いながら、現在の子どもの家の運営に関すること及び子どもの家の３期目の指定管理者選定に向けた公募内容・仕様の内容の検討を実施していく。

議事（２） 子どもの家の運営に関する懇談会における 検討事項（案）について

1.懇談会における検討事項（案）について

【運営内容に関する課題】

議 題	意見聴取事項
サービス水準について	現在のサービス水準の見直しの必要性及び新たに導入する必要があるサービスの検討（3期目を待たずに変更可能なもの）

【3期目の公募内容に関する課題】

議 題	意見聴取事項
開所時間について	現在の開所時間の見直しに関すること
利用料金について	再積算に基づく利用料金等の変更・新たな料金体系に関すること
支援員等の人員配置や配置基準について	現在の人員配置体制や配置基準の見直しに関すること
ブロック割等の枠組みについて	ブロック分け等の募集要件の枠組みの見直しに関すること
支援員の処遇・資質向上について	支援員の処遇及び資質向上に資する取組の見直しに関すること
地域連携について	現在、各指定管理者が行っている地域連携に関すること
その他、懇談会の中で議論が必要な項目	

2. 懇談会の実施スケジュール（案）について

	R 8											
	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3
懇談会 スケジュール			①指定管理の総括及び課題の抽出・意見聴取項目の検討		②開所時間について			③利用料金・人員配置等について			④ブロック割等の枠組みについて	
	R 9											
	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3
懇談会 スケジュール		⑤支援員の処遇と資質向上・地域連携について			⑥まとめ		※予備					
指定管理者選定 スケジュール									経営管理室報告(専門委員案)	専門委員意見聴取(管理運営方針)	・部会 ・指定管理料上限決定 ・選定委員会	・募集要項公表 ・現地説明会

【参考 1】 指定管理者制度導入後の運営体制について

【参考1】指定管理者による運営体制等について（1）

< 指定管理期間について >

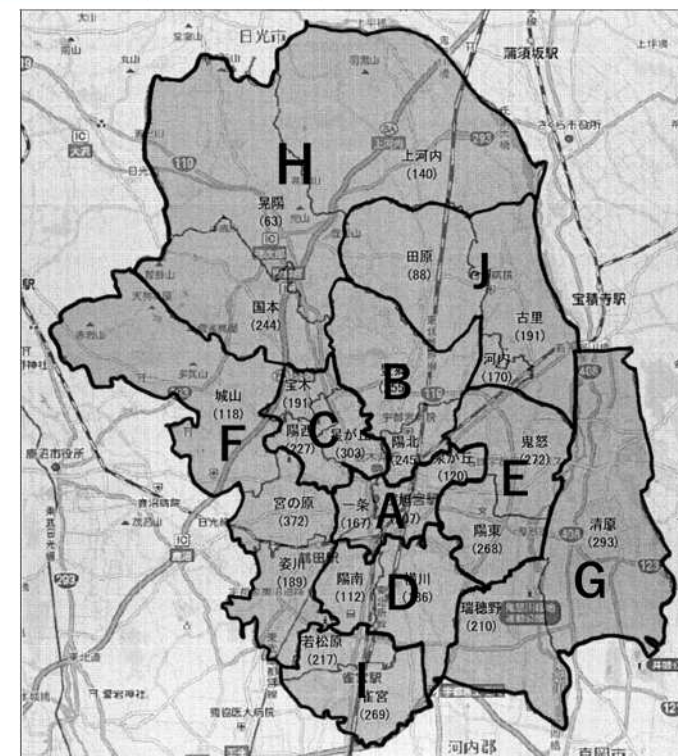


< 指定管理者について >

・子どもの家の管理運営にあたっては、市内67施設の子どもの家をA～Jの10ブロック内に区分けした上で、ブロックごとに指定管理者を指定している。

- ・ シダックス大新東ヒューマンサービス株式会社（A・F・Jブロック）
- ・ 特定非営利活動法人うつのみやオリーブ（B・Hブロック）
- ・ 学校法人宇都宮YMCA学園（Cブロック）
- ・ 社会福祉法人内木会（D・Iブロック）
- ・ 社会福祉法人峰陽会（Eブロック）
- ・ 社会福祉法人とちぎYMCA福祉会（Gブロック）

※R8.6月現在



【参考 1】 指定管理者による運営体制等について（2）

<現在の基本的なサービス内容について>

○開所日

開所日	月～金曜日	放課後～19時
	土曜日	7時30分～19時
	学校長期休業期間等	※18時～19時は延長時間
休所日	日曜日・祝日・年末年始（12月29日～1月3日）	

○利用料金（基本利用（通年（月単位）の利用）の方）

開所時間	利用料金/単位
月～金曜日 放課後～18時 土曜日・学校長期休業期間 7時30分～18時	7,600 円/月 ※学校休業期間中も同額
延長利用 18時～19時	100 円/日

※ 別途おやつ代（月額2,000 円程度）や特別な行事，保険料等は実費負担

※ 月の途中からの利用や利用日数に応じた日割り料金等はない

※ 入会金，年会費はない

【参考 1】 指定管理者による運営体制等について（3）

○利用対象児童

市内の小学校に就学している児童であって、その保護者が下記のいずれかに該当することにより、昼間家庭における養育を受けることができない児童

事 由		利用期間
労働	居宅外又は居宅内で労働している	育成支援を必要とする期間
介護・看護	常時家族等の介護又は看護をしている	
疾病	疾病又は負傷している	
障がい	心身に障がいを有している	
就学	就学している	
出産	出産予定又は出産直後である	出産予定月の前後 2 か月
求職	求職活動のため外出することを常態としている	3 か月以内の期間
災害	火災や風水害、地震等の災害復旧にあたっている	災害復旧に要する期間
その他	上記に類するものであって、市が特に認めた場合	育成支援を必要とする期間

※ 保護者以外の親族等（祖父母等）と同居している場合でも利用可能。

○支援単位の取扱い

- ・ 支援単位は、構成児童おおむね 4 0 人ごとに設けることとする。

【参考 1】 指定管理者による運営体制等について（4）

○人員配置体制

- ・ 1つの支援単位に対し、支援員を2人以上配置することとする。ただし、その1人を除き、補助員(支援員を補助する者)をもってこれに代えることができる。
- ・ 指定管理者が業務を行うため、必要な有資格者等、適正な職員を配置することとする。

職 種	職 務
統括管理者	ブロック内全体の運営状況の統括管理，市や学校，地域との連絡調整，事故・緊急時対応や保護者対応のうち重大なものへの対応などを行う者としてブロックにつき1名以上配置
事務担当者	会計処理，報告関係書類作成，利用許可関係事務，おやつ等の消耗品の手配などを行う者としてブロックにつき2名程度配置
支援員等	児童の育成支援，保護者との日常的な連絡調整，育成支援日誌の作成などを行う人員として，市の条例の規定に沿った員数の支援員及び補助員を配置
主任支援員	上記の支援員等の役割に加え，主に子どもの家内の育成支援の管理，支援員等の管理，支援員等の指導監督，地域・学校との日常的な連絡調整，事故・緊急時対応や保護者対応の指導監督，などを行う者として，各子どもの家につき1名配置
障がい児加配支援員	障がい等の状況により，特に支援を必要とする児童の育成支援を主に行う者については，障がい児の利用状況に応じ，市と指定管理者が協議して配置
その他市が必要と認める職員	日常生活を営むために医療を要する状態にある障がい児が子どもの家を利用する場合における看護師の配置について，市と指定管理者が協議して対応

【参考 1】 指定管理者による運営体制等について（5）

< 各指定管理者の特色ある取組について >

市の基準に加え、各指定管理者が自らの提案に基づき独自の取組を実施している。

子どもの家間の交流を図るための「企画委員会」による子どもの家同士の交流・合同行事の開催

季節ごとの行事や地域ボランティア・地元企業と連携した行事の開催

発達支援に関する専門知識を有する公認心理師を配置

支援が必要な児童について学校との情報交換会の実施

ブロック内の優良な取組事例の共有や支援員へのマネジメントプランの配布などによる支援員の資質向上

毎月の合同主任会議の開催による情報共有による支援員の資質向上

【参考 2】
指定管理者による運営への評価について
（保護者・地域・事業者・支援員からの
各評価の詳細）

【参考2】指定管理者による運営の評価について（詳細）



宇都宮市
Utsunomiya City

市の受け止め（指定管理者制度に基づくモニタリングより）

制度の導入により、概ね以下の内容を達成できた。

- ・ 基本的なサービス内容（開所日、開所時間、利用許可基準、利用料金）を全市で統一したことによる「利用者間の公平性の確保」
- ・ これまで運営に携わっていた運営委員や保護者の「負担の軽減・解消」
- ・ 各法人の持つ児童の育成支援や施設の管理運営に関するノウハウによる「安定した事業運営」，「児童の健全育成環境の充実」，「支援員の働きやすい労働環境の確保」

保護者の意見（利用者アンケート及び市・指定管理者・地域の3者による意見交換会より）

- ・ 会計監査やプール当番等の保護者の負担が減少した
- ・ 毎年実施する利用者へのアンケート調査において、現在の運営に「満足」，「ほぼ満足」と回答する方が9割以上
- ・ 長期休業期間中にお弁当を頼めるようにしてほしい ⇒ 実現済（R4～順次実施）
- ・ 学校のタブレットを子どもの家でも使用できるようにしてほしい ⇒ 実現済（R7整備）
- ・ 保護者以外（兄弟）のお迎えを認めてほしい ⇒ 検討済（実施困難）
- ・ **日割り料金やきょうだい割などの料金体系を設けてほしい**
- ・ **支援員の質に差があり、改善してほしい支援員がいる**

【参考2】指定管理者による運営の評価について（詳細）



宇都宮市
Utsunomiya City

地域の意見（市・指定管理者・地域の3者による意見交換会より）

- ・保護者や支援員の負担が大幅に減った
- ・ブロックや子どもの家間のサービスを平準化してほしいので、市が指定管理者同士の情報交換の場を設定すると良いのではないかな → 実現済（R4～実施）
- ・推進委員会（旧：運営委員会）の役目は旧運営のノウハウの伝承であり、一定の役割を果たしたことから今後は役割の縮小・廃止を考えてはどうか → 検討済（R6あり方整理）
- ・地域や学校とのより一層の連携をしてほしい
- ・地域に対し、定期的に情報提供を行ってほしい
- ・現在の延長料金100円の妥当性について検討した方がよいのではないかな。（金額が安価であるため、仕事が終わって迎えに来られるにも関わらず、私用を済ませてから迎えに来る保護者も見受けられる。）

指定管理者（支援員）の意見（市・指定管理者・地域の3者による意見交換会及び実地調査より）

- ・専属の事務担当者を配置することにより、支援員等の事務負担軽減につながり、保育に専念できる環境が確保された
- ・指定管理者によって支援員の休暇や賃金等に差が出るのは良くないので、処遇は市が一律で決定すべきである

【参考2】 指定管理者による運営の評価について（詳細）



宇都宮市
Utsunomiya City

事業者の意見（指定管理者間の情報交換会・指定管理者への個別ヒアリング・参入希望事業者へのヒアリング調査より）

- ・利用料金を滞納している保護者がいるが徴収するのが難しく、対応に苦慮しているため、利用制限などの措置を検討できないか。 ⇒ 検討済（対応マニュアルの提示）
- ・支援員の確保について、特に夏休みの人材の確保に苦慮しており、市としても人材確保のための支援をしてほしい。 ⇒ 検討中（シルバー人材センターとの連携等）
- ・開所時間について、現在すべての支援単位において18時までの開所とそれに伴う必要な支援員の配置をしなければならないが、実利用人数に応じた支援単位の集約などの柔軟な対応を検討してほしい。 ⇒ 国へ要件緩和を要望中（R6～）
- ・現在の開所時間は19時までであるが、お迎えに間に合わないのが常態化してしまっている保護者がおり、対応に苦慮している。別途追加料金の徴収や利用制限などはできないか。
- ・日割料金制のニーズは把握しているものの、事業の安定的な運営を鑑みると慎重に検討してほしい。
- ・応募条件や選定基準、業務仕様については、現行のもので参入にあたっての懸案や障壁に感じるものはないと捉えている事業者が多いが、一部、ブロック割に関して新規参入者の応募のしやすさのために1ブロックあたりの施設数を少なくすることへの要望あり